

第6回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

1 日 時

令和6年5月31日（金）午後1時00分～午後2時00分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎6階 大会議室

3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員，桑畑委員，寺尾委員，中島委員

4 会議に付した事案

- (1) 公文書管理条例に基づく取組について
- (2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

5 議事の概要

- (1) 公文書管理条例に基づく取組について

公文書管理条例に基づく令和5年度の取組及び令和6年度の取組（案），令和6年度公文書管理委員会の審議事項及びスケジュールについて事務局が説明し，以下の質疑応答があった。

○ 桑畑委員

廃棄に係る意見聴取の実施方法について，1回当たりどれくらいの量になるのか。また，どれくらい早く一覧表をいただけるのか。読み込む時間に影響するため，教えてほしい。

⇒（事務局）

廃棄しようとする文書の選別を開始したばかりで，具体的な文書量を申し上げるのは難しい。

今年度，廃棄に係る意見聴取を計4回実施予定であるが，多い場合には，1回当たり数万冊単位になるかもしれないため，なるべく早く委員へ送付したい。

⇒（桑畑委員）

全体で何件が想定されているか。

⇒（事務局）

令和5年度末で保存期間が満了した公文書は，知事部局で約10万冊。

保存期間を1～3年，5年，10年のように分けて段階的に選別作業を行っており，廃棄文書一覧表の形で整理したものを委員へ送付する。

また，一覧表の中で，気になるものがあれば，その文書について，現物等で確認いただくことを想定している。

○ 中島委員

廃棄しようとする公文書の一覧表には，どのような項目が記載されているのか。

また，各実施機関が歴史公文書に該当しないから廃棄をしたいという報告に対して，条例第8条3項では，知事（事務局）は意見を付した上で，委員会の意見を聴取することとなっている。意見を付すためには，事務局内部で実施機関の選別結果

に対する評価が必要であるが、どのような方法を考えているか。

⇒（事務局）

一覧表の項目については、公文書ファイルごとに所属名、分類、所属年度、ファイル名、保存期間、保存場所を記載し、あわせてどういった内容のものなのか、御理解いただけるよう、ファイルの概要または主な件名を2、3件記載することとしている。

また、公文書管理規程の「保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準」のどの項目に該当して移管、廃棄を選んだのか、その該当項目を記載することとしている。

知事の意見の付与については、事務局で所属が提出してきた一覧表を確認し、ファイルの概要と選別基準の設定に矛盾がないか確認予定である。廃棄のうち、歴史公文書に該当すると思われるものには、意見を付けて委員会にお示しできればと考えている。

○ 中島委員

特定歴史公文書の目録作成と利用請求制度の運用開始について、スケジュールの目安があるのか。目録がある程度作成されないと利用を開始することは難しいと思うが、条例が施行されているため、県民からすればなるべく早くということになるかと思う。

⇒（事務局）

現在、実施している選別作業において、知事へ移管されると判断された公文書について、順次、目録を作成していくことになる。

ただ、目録の作成に当たっては、分類や名称、識別番号等を記載する必要があるが、事務的作業を考慮すると、移管と判断されてから実際に公表するまでには一定期間が必要と考えている。

現時点で、具体的に公開時期を示すのは難しいが、年度内の早い時期に一定程度まとまった段階で、順次、公開ができるように取り組んでまいりたい。

○ 寺尾委員

特定歴史公文書の目録の公開を予定しているならば、公開する目録の項目について、公表すべき項目や内部で管理すべき項目など区別することも含めて、委員会で審議しても良いと考えるがどうか。

⇒（事務局）

特定歴史公文書の目録の項目については、名称や分類などの項目が条例施行規則の第7条に規定されている。また、利用制限の該当についても確認し、公開できる部分について整理したいと考えている。

⇒（米田委員長）

条例施行規則第7条に項目が規定されているが、追加する項目があっても悪くないと思う。

⇒（中島委員）

条例施行規則第7条7号に「前各号に掲げるもののほか」とある。目録を作る前にある程度の枠組みを決めておいた方がよい。審議事項とするかは別として、国のガイドライン等を参考にしながら、保存と利用を適切に図っていくためにも、必要なものは何か事前に整理する必要がある。

思いつくものとしては、最初に目録を公開する際、ほとんどの文書が利用制限情報が含まれている可能性があるものとして「要審査」の状態であり、利用請求時に審査する必要がある。ただ、実際に利用請求があって、利用制限情報を審査して、一部利用や全部利用ができると判断されたら、その文書の状況が変化するので、そのような項目も必要になると思う。

⇒（事務局）

条例施行規則第7条7号の規定に関する運用については、委員会に意見をいただきながら整理をしたい。

○ 米田委員長

一覧表に入力する作業はデジタル化されているのか、またはファイルそのものを見て、1冊ずつ入力している状態なのか。

⇒（事務局）

ファイル名や保存期間等については、システムで管理しているため、そこからエクセルに出力している。

ただ、ファイルの概要等については、システムで管理していないため、各所属に入力をお願いしている。

(2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

公文書館の目的及び他県の設置状況等について事務局が説明し、以下の質疑応答等があった。

鹿児島県の公文書館に求められる機能等については、次回以降、個別の項目ごとに意見聴取を行うという方針で決定した。

○ 寺尾委員

公文書館の設置について、設置場所などを含めてゼロベースでの検討なのか、多少なりとも想定があるのか教えてほしい。

公文書館は、図書館や博物館と違い、未来永劫的に公文書を受け入れる施設であるため、収蔵庫等の規模が議論の一つになると考える。

⇒（事務局）

公文書館の設置について、どのような場所にどのような施設を設置するか、現時点で想定はない。

まずは公文書館にどのような機能を持たせるかということについて、しっかりとまとめた上で、どのような施設を置いていくか、県において議論することを考えている。

議会からは、既存施設の利活用について政策提言をいただいていることや、今後の財政的な負担を踏まえると、可能であれば既存施設の活用を考えていきたい。

○ 中島委員

公文書館の設置について、県は短期的かつミニマムなものを目指すのか、それとも中長期的かつ幅広く理想的なものを設定するのか、両方でもかまわないが、今後、意見を申し上げる上で、現時点での想定を教えてください。

⇒ (事務局)

公文書館の機能については、他の自治体でもかなり幅があるため、実際に設置していくとなるとどの段階から進めていくか検討が必要であると考えている。

そのため、一旦は公文書館にあるべき機能を理想的な形も含めて御議論いただいた上で、あとは現実的にどこから始めていくかということを含めて、御議論いただければと考えている。

⇒ (中島委員)

公文書管理条例が施行されているので、条例や規則で知事が行おうとされている公文書館機能を、速やかに実現させていくことが求められる。

他方、鹿児島県にとっての公文書館は何なのかといったことを、より深掘りすることもおそらく必要になると思う。

公文書館法は、昭和62年に議員立法でできた法律であり、国と地方公共団体の責務等を規定している。他方で、国において公文書管理法があり、鹿児島県にも公文書管理条例があるが、関連する用語の定義や用法は、公文書館法とは必ずしも同じではない。

公文書館法がベースにありながらも、各自治体で取り込まれているように時代の変化を受けて進化している。

個人的には、国の公文書管理制度は、公文書管理法と国立公文書館法を見ないとわからないと考えている。公文書館法にある保存と利用（閲覧）だけでなく、国立公文書館が担っている研修の実施なども求められる機能として、少し幅広に見ていく必要があると思う。

⇒ (事務局)

公文書館法は、制定時において最低限、果たすべき役割を規定しており、国立公文書館法は、時代の情勢に応じてさらに付加した機能を規定していると考えており、おそらく、その間に各自治体の公文書館があると考えます。

論点ごとにそれぞれ、どの法律に、どのレベルのものが規定されているかを整理し、個別の論点の中で、御議論いただきたい。

○ 桑畑委員

弊社紙面に、公文書館に関する執筆を名誉教授にお願いしたことがあり、その教授も公文書館を単独で設置することは、予算規模もあって難しいとのことだったが、一方で、予算が許すならば単独で設置し、専門のアーキビストも配置するのがベストであると思われる。

また、福岡県のように、市町村と一緒に設置しているところもあるので、そのような可能性も探っていくのではないかとと思うが、他の自治体を巻き込むと、議論がまとまらないという傾向もみられるので難しいとも思う。

もし、この委員会で単独での設置が望ましいという意見が出されたら、どうなるのか。

⇒（事務局）

この委員会でお願ひしたいのは、本県の公文書館に求められる機能であり、その先にどういふ形態で運営していくかということについては、一義的に県で考えることだと思っている。

市町村との共同設置については、それにより機能が増す部分もあるかと思うので、論点の一つとして御議論いただきたいと思うが、最終的には、委員会の御意見を踏まえながら、県において場所などを含めて、判断していくこととなる。

○ 米田委員長

望ましい公文書館の形ということなので、我々としてはある程度、理想的な将来展望も含めて、意見をまとめられたらと思うので、現実に負けることなく、議論できればと思う。

そうすることにより、より多くの方々に公文書館の機能について理解していただけるきっかけになるので、幅広い議論ができればと思う。

個人としては、鹿児島という歴史を積み重ねてほしいので、文書をしっかりと保存し、なおかつ有効に活用されていけるような形になればと思っているため、御協力をお願いしたい。

6 その他

次回は、令和6年8月頃に開催予定として日程調整。